

令和三年七月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、国府土地改良区の定款の変更を令和三年七月十二日付けで認可した。

令和三年七月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、香取郡東庄町窪野谷土地改良区の窪野谷地区における土地改良事業(農業用排水施設の管理)計画の変更を令和三年七月九日付けで認可した。

この認可については、この認可があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この認可があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この認可の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

令和三年七月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第一項第一号の規定により、八街市西夕土地改良区は解散した。

令和三年七月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、長生郡白子町の一部を受益地域とする県営白潟北地区土地改良事業(農業用排水施設)計画を変更した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。
なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この変更計画については、その変更があつたことを知った日の翌日から起算して

六箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この変更があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この変更の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。
令和三年七月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

縦覧に供する書類の名称

一 縦覧期間

二 縦覧期間

令和三年七月二十一日から八月二十日まで

三 縦覧場所

長生郡白子町役場

千葉県告示第四百十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一條第二項の規定により、小型機船底びき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。
令和三年七月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

制限措置の内容

一 漁業種類

板びき網漁業

二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

十五隻

三 船舶の総トン数

十トン以下

四 推進機関の馬力数

四百五十キロワット以下

五 操業区域

銚子市大吠埼灯台中心点百五十二度(真方位による。以下同じ。)四海里の点から正北の線及び同点から旭市飯岡灯台中心点二百五度五海里の点、北緯三十五度三十二分二十五秒東経百四十度二十七分二十四秒の点(山武郡九十九里町片貝灯台跡に設置された標柱)百六十三度四海里の点を経ていすみ市大東埼灯台中心点三十度五海里の

6 漁業時期
 九月一日から翌年五月三十一日まで

7 漁業を営む者の資格
 銚子市地先から長生郡一宮町地先に至る海域に接する地域に住所を有する者

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
 令和三年七月二十日から八月十八日まで

千葉県告示第四百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和三年七月二十日から三週間、縦覧に供する。

令和三年七月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 県道

二 路線名 茂原環状線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
茂原市猿袋字子之神一、〇九〇番一地先から長生郡長生村七井土字矢倉前二、一七九番地先まで	前 後	一一・四九メートルから二〇・六七メートルまで 一一・七四メートルから三五・七〇メートルまで	三八六・〇六メートル 三九九・六四メートル

千葉県告示第四百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和三年七月二十日から三週間、縦覧に供する。

令和三年七月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 県道

二 路線名 茂原夷隅線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
長生郡長生村七井土字北稗田五五三番一	前A 後A	八・二八メートルから一四・八二メートルまで	三二八・七三メートル	A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
地先から陸沢町寺崎字西ノ坪一、四八八番地先まで	B +	八・二八メートルから一四・八二メートルまで 一〇・〇七メートルから三八・四八メートルまで	三二八・七三メートル 三四〇・九四メートル	

病院局告示

千葉県病院局告示第一号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定により、千葉県病院局の業務に係る料金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和三年七月二十日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

名称及び代表者の氏名	所在地	委託に係る病院	委託期間
株式会社エヌジェーシー 常務取締役 古賀茂	東京都中央区八重洲一丁目八番一七号新旗町ビル六階	千葉県がんセンター	令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで
株式会社ソラスト千葉 支社長 山田智史	千葉市中央区新田町一番一号I MI未来ビル二階	千葉県救急医療センター	"
株式会社ニチイ学館 代表取締役 森信介	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	千葉県精神科医療センター	"
		千葉県こども病院	"
		千葉県循環器病センター	"
		千葉県立佐原病院	"